

【目次】

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）	【第一条関係】	．．．．．	1
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	【第二条関係】	．．．．．	24
○ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）	【第二条関係】	．．．．．	25
○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）	【第三条関係】	．．．．．	28
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）	【第四条関係】	．．．．．	32
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）	【第五条関係】	．．．．．	34

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第二章～第四章（略） 第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二の二） 第六章 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の十二の三―第三十条の十三） 第七章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三・第三十条の十四） 第八章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五―第三十条の二十一） 第九章 雑則（第三十一条―第三十五条） 附則 第二章 住民基本台帳 （届出に基づく住民票の記載等） 第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の四の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条か	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 住民基本台帳（第二条―第十七条の二） 第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条） 第四章 届出（第二十二条―第三十条） 第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二の二） （新設） 第六章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三・第三十条の十四） 第七章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五―第三十条の二十一） 第八章 雑則（第三十一条―第三十五条） 附則 第二章 住民基本台帳 （届出に基づく住民票の記載等） 第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条か

ら前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の四の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該住民票の記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2・3 （略）

ら前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定

により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。

一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。）第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

二 法第十条の規定による通知を受けたとき。

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第一項本文

の規定による届出を受理したとき（同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。

四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第百五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に關する事実を確認したとき。

五 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に關する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁決又は当該処分についての訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に關する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

へ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
第二百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項
の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての
裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 国民年金法第一百条第一項の規定による審査請求についての決定
若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟
の確定判決

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称
の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第
百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居
表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に
誤記（住民票コードに係る誤記を除く。）若しくは記載漏れ（住民票コ
ードに係る記載漏れを除く。）があることを知つたときは、当該事実を
確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その
旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において
、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知を
することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公
示することができる。

第三章 戸籍の附票

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）

第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第

4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その
旨を当該住民票の記載等に係る者に通知しなければならない。この場合
において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその
他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、そ
の旨を公示することができる。

第三章 戸籍の附票

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）

第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第

十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条、第三十条の八の二及び第三十条の十二の七において「番号利用法施行令」という。）第二十七條の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

第四章 届出

（届出の方式）

第二十六条 法第四章又は第四章の四の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名した書面で行わなければならない。

第五章 本人確認情報の処理及び利用等

（都道府県における本人確認情報の保存期間）

第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一・二 （略）

十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条及び第三十条の八の二において「番号利用法施行令」という。）第二十七條の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

第四章 届出

（届出の方式）

第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名した書面で行わなければならない。

第五章 本人確認情報の処理及び利用等

（都道府県における本人確認情報の保存期間）

第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。）の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（以下この条及び第三十条の十二の六において「国の機関等」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(デジタル庁への住民票コードの提供方法)

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七條の二第五項（番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。次項及び第三項並びに第三十条の十二の七において同じ。）に定めるところによる。

2 (略)

二 住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。）の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（以下この条において「国の機関等」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

(デジタル庁への住民票コードの提供方法)

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七條の二第五項（番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に定めるところによる。

2 機構は、番号利用法施行令第二十七條第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったとき

3
(略)

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県(同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」

は、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

3 前項の規定による通知については、番号利用法施行令第二十七条第四項の規定を準用する。

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県(同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」とい

という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この条及び次条第三項において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関(以下この条及び第三十条の十二の十一において「都道府県知事以外の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(準法定事務の基準等)

う。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関(以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

(参考) 番号利用法施行令

(準法定事務の基準)

第三十条の十二の二 法第三十条の十五の二第一項に規定する政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる同項に規定する別表事務と同一であることとする。

2 機構が行う法第三十条の十五の二第一項の規定による特定機構保存本人確認情報の同項に規定する準法定事務処理者（以下この項及び第三十条の十二の十三第一項において「準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

3 都道府県知事が行う法第三十条の十五の二第三項の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報の同項に規定する総務省令で定める者（以下この項及び第三十条の十二の十三第二項において「都道府県準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

第六章 附票本人確認情報の処理及び利用等

第八条 法第九条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとする。

〈参考〉

第五章 本人確認情報の処理及び利用等

（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項）

第三十条の十二の三 法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 戸籍の附票の記載を行つた場合 戸籍の附票の記載を行つた旨及びその年月日

二 戸籍の附票の消除を行つた場合 戸籍の附票の消除を行つた旨及びその年月日

三 法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日

四 法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

（都道府県における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の四 法第三十条の四十一第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する附票本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「附票本人確認情報」と

（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）

第三十条の五 法第三十条の六第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日

二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行つた旨並びに転入その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日（転出届に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日）

三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日

四 （略）

五 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該住民票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

（都道府県における本人確認情報の保存期間）

第三十条の六 法第三十条の六第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第二項において「本人確認情報」という。）の区分に応

いう。)の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 戸籍の附票の削除が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(機構における附票本人確認情報の保存期間)

第三十条の十二の五 法第三十条の四十二第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 戸籍の附票の削除が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(国の機関等への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の六 機構が行う法第三十条の四十四の規定による法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十条の十二の十二において「機構保存附票本人確認情報」という。)のうち住民票コード以外のもの(以下この章において「特定機構保存附票本人確認情報」という。)の国の機関等への提供は、次のいずれかの方法によ

じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 住民票の削除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(機構における本人確認情報の保存期間)

第三十条の七 法第三十条の七第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二 住民票の削除が行われたことにより通知された本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。)の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(以下この条及び第三十条の十二の六において「国の機関等」という。)への提供は、次のいずれかの方

り行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

（デジタル庁への住民票コードの提供方法）

第三十条の十二の七 機構が行う法第三十条の四十四の二の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項に定めるところによる。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の八 機構が行う法第三十条の四十四の三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確

法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

（デジタル庁への住民票コードの提供方法）

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七條の二第五項（番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。次項及び第三項並びに第三十条の十二の七において同じ。）に定めるところによる

2 機構は、番号利用法施行令第二十七條第三項の規定により内閣総理大臣に通知した同項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知ったときは、内閣総理大臣に対し、当該特定の個人に係る修正前及び修正後の住民票コードを通知するものとする。

3 前項の規定による通知については、番号利用法施行令第二十七條第四項の規定を準用する。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都

認情報の附票通知都道府県（同項に規定する附票通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十二の十において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の九 機構が行う法第三十条の四十四の四第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十 機構が行う法第三十条の十一第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十 機構が行う法第三十条の四十四の五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十一 都道府県知事が行う法第三十条の四十四の六第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条及び第三十条の十二の十三第二項において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条及び次条第三項において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関（以下この条及び第三十条の十二の十一において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に

方法

- 二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

(都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十二 機構が行う法第三十条の四十四の六第四項の規定による機構保存附票本人確認情報の都道府県知事への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に機構保存附票本人確認情報を送信する方法

- 二 総務省令で定めるところにより、機構から機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事に送付する方法

(準法定事務処理者等への附票本人確認情報の提供方法)

第三十条の十二の十三 機構が行う法第三十条の四十四の七第一項の規定による特定機構保存附票本人確認情報の準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

- 2 都道府県知事が行う法第三十条の四十四の七第三項の規定による特定

係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

- 二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

(新設)

第三十条の十二の二 (略)

2 機構が行う法第三十条の十五の二第一項の規定による特定機構保存本人確認情報の同項に規定する準法定事務処理者（以下この条及び第三十条の十二の十三第一項において「準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

- 二 総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

- 3 都道府県知事が行う法第三十条の十五の二第三項の規定による特定都

都道府県知事保存附票本人確認情報の都道府県準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

第七章 氏に変更があつた者に関する特例

第八章 外国人住民に関する特例

第九章 雑則

第三十一条 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用) (略)

道府県知事保存本人確認情報の同項に規定する総務省令で定める者（以下この条及び第三十条の十二の十三第二項において「都道府県準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

第七章 外国人住民に関する特例

第八章 雑則

第三十一条 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法

第六条第一項、第七条第八号、第九条第一項、第十条、第十条の二、第十一条第三項、第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、第十二条第三項から第六項まで、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第五項から第八項まで、第十五条第二項及び第三項、第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第二項から第四項まで、第十六条第一項、第十七条の二第二項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二、第二十一条第一項、第二十一条の三第二項から第四項

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十五條、第二十七條第二項及び第三項、第三十條の三第一項及び第三項、第三十條の四第三項及び第四項、第三十條の四十五から第三十條の四十八まで並びに第三十四條並びに附則第四條第一項とする。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	市町村長	市長及び区長（総合区長を含む。以下同じ。）
第九條第二項	市町村長 市町村の住民	市町村長（指定都市にあつては、区長） 市町村の住民（指定都市にあつては、区（総合区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）
第十一條第一項	市町村長 市町村が備える住民基本台帳	区長 区長が作成した住民基本台帳
第十一條の二第二項	市町村長は	区長は
第十二條第一項	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳

第十三条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
委員会をいう	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委員会をいい、区を選	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十三条	第十二条の四第五項	第十二条の四第二項	第十二条の四第一項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項	第十二条の二第一項並びに第十二条の三第一項及び第二項
委員会をいう	交付地市町村長又は住所 地市町村長	受けた市町村長	市町村長に対し	住民基本台帳を備える 市町村の市町村長	住民基本台帳を備える 市町村の市町村長	市町村が備える住民基 本台帳	市町村長	市町村長の 市町村長の	市町村の市町村長 本台帳
委員会をいい、区を選	交付地市町村長（指定 都市にあつては、市長 。以下この項において 同じ。）又は住所 地市町村長（指定都市に あつては、市長。以下こ の項において同じ。）	受けた市町村長（指定 都市にあつては、区長 ）	市町村長（指定都市に あつては、区長）に対 し	住民基本台帳を備える 市町村の市町村長（指 定都市にあつては、当 該住民基本台帳を作成 した区長）	住民基本台帳を備える 市町村の市町村長（指 定都市にあつては、当 該住民基本台帳を作成 した区長）	区長が作成した住民基 本台帳	区長	区長の 区長の	区の区長 本台帳

項	第二十條の四第一		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	市町村長は	市町村の市町村長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村の市町村長	
あつては、市長及び区	市町村長（指定都市に 区長	戸籍の附票を作成した 区長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住民基本台帳を作成し た区長	挙管理委員会を含む

(略)		(略)		(略)		(略)		第二十條の四第二項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	戸籍の附票を備える市町村の市町村長	市町村長への		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	戸籍の附票を作成した区長	市町村長（指定都市にあつては、区長）への	長）は	

第二十四條の二第七項		第二十四條の二第五項		第二十四條の二第三項		第二十一條の三第一項		(新設)		
転入地市町村長又は転出地市町村長	転入予定地市町村長	受けた市町村長	受けた市町村長	係る市町村	受けた市町村長	市町村の市町村長	市町村が	(新設)	(新設)	
転入地市町村長（指定都市にあつては、市長）	転入予定地市町村長（指定都市にあつては、市長）	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	係る市町村（指定都市にあつては、区）	受けた市町村長（指定都市にあつては、区長）	区の区長	区が	(新設)	(新設)	

(略)	第三十条の四十一 第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	市町村長 都道府県知事に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	区長 、当該区の属する市の 市長を経由して、都道 府県知事に	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第三十条の五十	(新設)	第三十条の二第一項	当該市町村長が	。以下この項において 同じ。)又は転出地市 町村長(指定都市にあ つては、市長。以下こ の項において同じ。)
住民基本台帳を備える	(新設)	第三十条の三第二項	その市町村の住民基本 台帳	当該区長が作成する住 民基本台帳
	(新設)	第三十条の四第一 項及び第二項	住民基本台帳を備える 市町村の市町村長	住民基本台帳を作成し た区長
	(新設)	第三十条の六第一 項	市町村長 都道府県知事に	区長 、当該区の属する市の 市長を経由して、都道 府県知事に
	(新設)	第三十条の二第六 第二項	市町村長	市長若しくは区長
	(新設)	第三十条の三十七 第一項	市町村長	市長又は区長
	(新設)	第三十条の三十八 第一項	市町村長、	市長若しくは区長、

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(保存)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、法第三十条の四十一第一項の規定により通知した附票本

第三十二条	市町村の市町村長	た区長
第三十六条	市町村長	市長又は区長
第三十六条の二第二項	市町村長	市長又は区長
第三十六条の二第二項	市町村長	市長又は区長
第三十六条の三	市町村長	市長及び区長
第四十三条第二号	市町村長	市長又は区長
口		

(保存)

第三十四条 市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。

2 市町村長は、法第三十条の六第一項の規定により通知した本人確認情報

報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

- 一 住民票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日
- 二 住民票の消除を行ったことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

(新設)

人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。 一 戸籍の附票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日 二 戸籍の附票の消除を行つたことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日 三 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。	三 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。
--	--

改 正 案	現 行
（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続） 第三十四条の三 （略）	（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続） 第三十四条の三 法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第四十四条第三項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならない。 2 投票管理者は、前項の規定による申請があつた場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならない。 3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による照会を受けた場合には、直ちに、第一項の規定による申請をした者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（第五章において「機構」という。）から提供を受けた同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同章において「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならない。
2 （略） 3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による照会を受けた場合には、直ちに、第一項の規定による申請をした者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（第五章において「機構」という。）から提供を受けた同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同章において「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならない。	

改 正 案	現 行
（特例郵便等投票の手續及び方法） 第一条 （略）	（特例郵便等投票の手續及び方法） 第一条 特定患者等選挙人（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。次項及び第三項において同じ。）は、請求の時に おいて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。以下この項において同じ。）をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請等又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して（法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により）、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。 2 次の各号に掲げる特定患者等選挙人が前項の規定による請求をする場合（第一号に掲げる者にあつては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、第三号に掲げる者にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、第

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項（同号に係る部分に限る。）の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本

四号に掲げる者にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、同項の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類（公職選挙法施行令第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類をいう。次項において同じ。）の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請

二 選挙人名簿登録証明書（公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書をいう。次項において同じ。）の交付を受けている船員（同条第一項に規定する船員をいう。）である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示

三 南極選挙人証（公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証をいう。次項において同じ。）の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示

四 在外選挙人証（公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。次項において同じ。）の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令第六十五条の二に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項（同号に係る部分に限る。）の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等（法第一条に規定する郵便等をいう。）をもって発送しなければならない。この場合において、前項（第一号に係る部分を除く。）の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票（法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。）の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

4
（略）

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等（法第一条に規定する郵便等をいう。）をもって発送しなければならない。この場合において、前項（第一号に係る部分を除く。）の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票（法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。）の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

4 公職選挙法施行令第五十九条の五の規定は、特例郵便等投票について準用する。この場合において、同条中「前条第四項」とあるのは「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第一条第三項」と、「選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」と、「投票所」とあるのは「投票所」又は指定在外選挙投票区の投票所」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（法附則第二条第五項の政令で定める法律の規定等） 第十二条 法附則第二条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百八条、第百十一条第五項及び第百十三条第三項 二 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十五号 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第二十九条の二、第三十条の九</u> （別表第一の七十一の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の八の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の六の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の八の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において	（法附則第二条第五項の政令で定める法律の規定等） 第十二条 法附則第二条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百八条、第百十一条第五項及び第百十三条第三項 二 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十五号 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第二十九条の二、第三十条の九</u> （別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）<u>、第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）</u>（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において

適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項第一号（別表第六の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第三項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項

2

（略）

第三十条の九（別表第一の七十一の五の項に係る部分に限る。）	第三十条の十第一	別表第二の五の八の項	の規定により読み	（同法附則第二条第四項において準用する場合
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第三項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項

2

法附則第二条第五項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合には、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七条第十一号の二	第七条第十号の二	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）
第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）	別表第一の七十一の三の項	同法第二項	同法第七條第二項
第三十条の十第一	別表第二の五の六の項	の規定により読み	（同法附則第二条第四項において準用する場合

二の五の八の項に係る部分に限る。）			替えて適用する	合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第四項において準用する	第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の六の項に係る部分に限る。）	別表第三の七の六の項第一項	第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の八の項に係る部分に限る。）	（略）	（略）	（略）	第三十条の十五第二項第一号（別表第六の六の項に係る部分に限る。）

二の五の六の項に係る部分に限る。）			替えて適用する	合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第四項において準用する	第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）	別表第三の七の五の項第一項	第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）		第三十条の十五第一項第一号（別表第五の九号の二に係る部分に限る。）		第三十条の十五第二項第一号（別表第六の五の項第一項）

[

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）【第四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 第四条（略） 2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九の規定の適用については、同条中「<u>第一号から第三号まで</u>」とあるのは「<u>第一号</u>」と、「特定	附則 第四条 当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限るものとし、当該国の機関又は法人のうち施行日以後に名称を変更したものを含む。）から番号利用法整備法第二十一条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する求めがあった場合における新住民基本台帳法施行令第三十条の八の規定の適用については、同条中「のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「（以下この条において「機構保存本人確認情報」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。） 2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行令第三十条の九の規定の適用については、同条中「<u>第一号及び第二号</u>」とあるのは「<u>第一号</u>」と、「特定機構

機構保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、「同項」とあるのは「法第三十条の十第一項」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号から第三号まで」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十一の規定の適用については、同条中「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、「特定機構保存本人確認情報の」とあるのは「法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下この条において「機構保存本人確認情報」という。）の」と、同条各号中「特定機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第四百十六号）【第五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出に関する経過措置） 第十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（以下「平成三十年改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例により届出をしなければならない戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、平成三十年改正法による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「新法」という。）附則第二十五条第三項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出に係る死亡者についての同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、その死亡を知った場合であつて、その旨を当該届出義務者に通知したときは、平成三十年改正法附則第三条第二項の規定にかかわらず、当該届出を要しない。	（届出に関する経過措置） 第十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（以下「平成三十年改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなお従前の例により届出をしなければならない戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、平成三十年改正法による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「新法」という。）附則第二十五条第三項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出に係る死亡者についての同法に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、その死亡を知った場合であつて、その旨を当該届出義務者に通知したときは、平成三十年改正法附則第三条第二項の規定にかかわらず、当該届出を要しない。